

ICT・IoT 導入及び活用伴走支援モデル事業 業務委託仕様書

1 業務の概要

(1) 件名

ICT・IoT導入及び活用伴走支援モデル事業業務

(2) 目的

介護サービス事業所におけるICT・IoT活用の試用的導入に対し伴走支援を行うことで、介護従事者の負担軽減及び就労継続のための環境整備や、生産性向上や業務改善等の介護サービスの質の向上を図る。

(3) 内容

介護サービス事業所における職場環境や業務内容等の組織課題を明確化した上で、介護従事者の負担軽減のための環境整備や、生産性向上、業務改善等の介護サービスの質の向上に向けたICTやIoT活用の試用的導入に対し伴走支援を行うもの。

なお、モデル事業所（1事業所）は、公募により選定することとし、介護保険法に基づく指定又は許可を受けた、三条市内に所在する介護サービス事業所・施設を想定している。

2 事業対象者

この事業の対象は介護保険法に基づく指定又は許可を受けた三条市内に所在する介護事業所・施設であり、かつ「ICT・IoT導入及び活用伴走支援モデル事業所募集要領」に基づきモデル事業所として選定した事業所とする。

3 業務委託期間

契約締結日(令和8年6月予定) から令和9年3月31日まで

4 ICT機器・IoTの定義

(1) ICT機器

介護業務支援のための介護ソフトウェア、タブレット端末、インカム、その他介護現場の生産性向上に寄与する機器等

(2) IoT

あらゆるモノをインターネット（あるいはネットワーク）に接続する技術

5 業務内容

介護現場のICT・IoT導入や活用実績の知見を持つ外部の専門家に委託し、モデル法人を選定して生産性向上や業務改善に取り組むものとする。

(1) モデル事業所の課題・ニーズ抽出

- ・モデル事業所に現場でのヒアリング等を行い、ICT 機器・IoT の導入及び活用にあたって解決すべき課題の明確化とニーズ分析を行うこと。

(2) 導入機器の選定等に関すること

- ・事前アンケートや対象事業所へのヒアリングの結果をもとにモデル事業の計画を作成すること。

- ・導入機器の選定に際して、業務委託期間において、機器の導入及び活用ができるよう必要な助言を行うこと。

※モデル事業所において既に導入している機器の増設は対象外とする。

※事業実施期間内において、実際に機器等を活用することが難しい場合、実現可能な具体的な導入・活用計画を期間内に策定できることを条件とする

(3) ICT 機器等導入におけるモデル事業所への支援

- ・モデル事業の実施に当たり、必要な事業説明資料を作成し、その内容について、モデル事業所への説明を行うこと。また円滑なモデル事業の実施のため、利用者や事業所職員との協力体制を構築すること。
- ・機器導入時には、モデル事業所に対し、必要に応じて機器の使用方法や事故防止に関する説明等を行うこと。
- ・機器導入後も、モデル事業所からの質問及び相談を受け付けること

(4) モデル事業の効果検証

- ・モデル事業を開始する前に、モデル事業所に対して事前評価を実施すること。
- ・モデル事業実施期間中は、定点評価を実施し、効果測定を行うこと。
- ・定点評価に加え、業務量や残業時間等の定量評価と事業所職員のモチベーションや利用者の満足度等の定性評価を実施すること。
- ・効果検証の結果に基づき、ICT 機器・IoT 等の導入及び活用における効果や課題、次年度以降の検討も含めてまとめた実績報告書の作成を行い、納品すること。

(5) モデル事業終了後のモデル事業所への支援

モデル事業終了後においても、モデル事業所が引き続き ICT 機器・IoT の導入及び活用の支援を希望する場合、機器の選定や導入及び活用に必要な助言等を行い、相談を受け付けること。

(6) 次年度以降の検討支援

モデル事業の効果や検証結果を踏まえ、令和 9 年度に開催予定である市内事業者への実績報告会に関してモデル事業所の資料作成等に対する助言を行うとともに、実績報告会にも同席し、効果や検証結果の報告に協力すること

6 納品物

(1) 納品物の一覧

ア 次の内容が確認できる資料

- (ア) 本業務において把握・分析した課題
- (イ) 課題に対する改善策として行う取組
- (ウ) 目標に向けた取組内容と到達度

イ その他、本市と受託者の打合せにより必要と認められるもの。

(2) 納品方法

ア 電子媒体 1 部と紙媒体 1 部を提出すること。

イ 紙媒体については打合せ時版と最終版を納品すること。

ウ 電子媒体は打合せや確認のために都度電子メール等で送信するが、最終的にはCD-R等でまとめて納品すること。

7 法令等の遵守

業務の実施に当たり、労働基準法を始め関係法規を遵守すること。

8 その他

(1) 再委託先に対する責任

ア 本業務の委託契約部分に係る業務の全部又は一部の処理を第三者に委託する場合、あらかじめ書面による再委託に係る本市の承認を得る必要がある。

イ 受託者は、再委託先の行為について、全責任を負うこと。

(2) 秘密保護

ア 個人情報、秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏らし、又は不当な目的で利用してはならない。業務委託期間終了後も同様とする。

イ 秘密情報を取り扱う責任者及び従事者は、秘密保持を誓約しなければならない。再委託先についても同様とする。

(3) 留意事項

ア 本業務に係る成果品の引き渡し後1年間以内に発見された契約不適合については、受託者がその契約不適合の補修を行うこと。

イ 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は本市と協議を行うこと。

ウ 本仕様書に記載の事項について、その目的及び効果に関して優れた代替方法等を発案したときは、その発案に基づき、本市と受託者により協議の上、仕様を変更することができる。

9 危機管理

(1) 本業務の実施に当たっては、様々な障害、事故、災害等の緊急事態が発生した場合、また業務の遂行が困難となった場合、本市と受託者で速やかに協議し、対応策を講じて解決すること。

(2) 事故等が発生した場合は、速やかに事故報告書を提出すること。